

処 分 基 準

令和 3 年 2 月 26 日 作成

法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第 1 4 条
処 分 の 概 要：探偵業者に対する指示
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく不利益処分の基準等に関する規程」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：石川県警察本部生活安全企画課許可等事務指導係 電話076-225-0110 内線3047
備 考：